

5月28日（木） 知事会見

長野県新型コロナウイルス感染症等対策

条例（仮称） 骨子

条例の目的と制定の背景

目 的

今後の感染拡大に備え、県民の生命と健康を保護し安全で安心な生活を維持する。

条例制定の背景

- ① 地域の実情に応じた対策の必要性
- ② 本県独自の対策の必要性
- ③ 将来を見据えた感染症対策の基本的な考え方やルールの明確化の必要性

条例骨子の概要 ①

条例対策本部 の設置等

政府対策本部が設置されていないときは、長野県独自の
対策本部（条例対策本部）を設置

感染症対策の 実施等

※将来を見据え
た対策

(1) 県対策本部は、感染防止、医療体制等に係る基本的
方針を定める

(2) 県は基本的方針に基づき、

- ① 適切な感染防止に関する施策の実施について広く周知
- ② 必要な情報の提供
- ③ 県民や県の区域に滞在する者及び事業者への協力を求めることができる

(3) 県は医療・検査体制の充実、医療資材等の備蓄及び
その他必要な感染症対策を実施

まん延を防止 するための協 力の求め等

※新型コロナウイルス感染症
の場合に限る

- (1)本部長は、新型コロナウイルス感染症がまん延していると認められる地域からの人の往来を誘発させる施設に対し、休業その他必要な措置を検討することへの協力を求めることができる
- (2)条例対策本部長は、
 - ア 新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要な協力
 - イ 多数の者が利用する施設を管理する者等に対し休業その他の必要な措置を検討することへの協力を求めることができる
- (3)上記協力を求めるにあたっては、当該協力の求めは、必要最小限のものでなければならない

条例骨子の概要 ③

県民及び事業者に対する支援

県は、県民及び事業者に対し、相談体制の充実、経済的な支援等必要な支援を行う

方針等についての意見聴取

基本の方針を定める場合等、学識経験者の意見を聴く

人権への配慮

何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等のり患のおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない

施行期日

公布の日

条例制定のスケジュール（予定）

令和2年（2020年）

5/28～6/10

パブリックコメント

6/11

部局長会議で条例案決定

6/18

県議会6月定例会開会
条例案提出、審議

公布の日

可決の場合

条例施行

今後の第2波、第3波に備え
関連施策を速やかに実施